



マップの注意事項

※このマップは大雨を想定し、土砂災害警戒区域等や避難場所等を表示しています。
 ※マップ上の「災害注意箇所」は地域の方と話し合いを重ねて掲載しています。
 ※避難行動は「警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）」発令時を基本とさせていただきます。

マップに関するお問い合わせ先

廿日市市 総務部 危機管理課
 電話：0829-30-9102

ぼうさいマップの使い方

STEP 1 自宅を見つけてマーキングしよう！

地図上で自宅を見つけ、自宅周辺のリスクを確認します。

STEP 2 避難先を考えよう！

開設される避難場所を確認し、安全な避難先を考えます。

STEP 3 避難方法を考えよう！

避難先までの移動手段、避難経路などを考えます。

どの道を通る？

徒歩の場合 車の場合

避難行動とは

避難行動とは、避難場所へ移動することだけではなく、まずは状況を確認し、身の安全を確保するためにどうすればよいかを考えてください。

安全な場所への移動

指定緊急避難場所、親戚や友人の家など、身の安全を確保できる場所へ移動してください。

建物内の安全な場所での待機

移動することが危険だと感じる場合は、屋内の安全な場所（2階以上の部屋など）で待機してください。

廿日市市の主な防災情報

防災行政無線

避難情報、災害対策本部設置状況など、市内の防災情報や災害時における市役所の活動状況が放送されます。

はつかいち安全・安心メール配信サービス

事前登録されたメールアドレスに災害情報などを配信するサービスです。緊急連絡メールなどよりも詳細な情報が届きます。

放送内容が聞こえないときは…

登録用アドレス bousai.hatsukaichi-city@raidan.ktaiwork.jp

0120-154-201

※防災行政無線の放送内容を確認することができます。※確認にかかる通話料は無料です。

雨の強さと降り方

1時間に10～20mm	1時間に20～30mm	1時間に30～50mm	1時間に50～80mm	1時間に80mm以上
やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
地面一面に水たまりができる。	道路が川のようになる。	水はびきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。		
傘が壊れる。話し声が聞き取れなくなる。	どしゃ降り。傘をさしても濡れる。	バケツをひっくり返したように降る。山崩れやがけ崩れが起こりやすくなる。	滝のように降り、傘は全く役に立たなくなる。マンホールから水が噴出したり、土石流が起こりやすくなる。	息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じる。雨による大規模な災害が発生するおそれが高い。

マーク等の凡例

避難情報

- 指定緊急避難場所（土砂災害時に開設）
- 指定緊急避難場所（土砂災害時に開設しない）
- 指定避難所
- 福祉避難所

その他

- 屋外無線
- 消防庫
- 要配慮者利用施設
- 集会所（原地区のみ）
- 原地区が協定を結んでいる施設
- 防災倉庫
- 防火水槽
- 砂防堰堤
- 治山堰堤

※砂防堰堤とは、土石流の流出を防ぎ、人命や人命を守るためのものです。
 ※治山堰堤とは、土石流などの流出を抑制し、荒廃した山林や渓流の保全を図るものです。

●指定緊急避難場所とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所です。
 ●指定避難所とは、災害により自宅に戻ることができない場合などにおいて、一定期間避難生活を送る施設です。
 ●福祉避難所とは、高齢の方や障がいのある方などのうち、特別の配慮を必要とする人が避難する施設です（健常者だけの避難は原則できません）。

指定緊急避難場所・指定避難所一覧

名称	種別	指定緊急避難場所		指定避難所		
		土砂災害	洪水	地震	地震	左記以外
原市民センター		×	○	○	○	○
後畑集会所		×	○	○	○	○
原小学校		○2階	○	○	○	○

警戒レベルと避難行動（とるべき行動）

警戒レベル	避難行動
警戒レベル5	●既に災害が発生しています。 ●命を守るための最善の行動をとみましょう。
警戒レベル4	●速やかに避難しましょう。 ●避難先までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
警戒レベル3	●避難に時間を要する人（高齢者、障害のある方、乳幼児など）とその支援者は避難をしましょう。 ●その他の人は避難の準備を整えましょう。
警戒レベル2	●避難に備え、このハザードマップで避難先や避難行動を確認しましょう。
警戒レベル1	●今後、大雨警報などが発表される可能性があります。 ●災害への心構えを高めましょう。

土砂災害の凡例

がけ崩れ

土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域

土石流

土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域

●土砂災害特別警戒区域：建物や人命に大きな被害が生ずるおそれがある区域
 ●土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域

区域指定の基準

急傾斜地の高さ（h）

10m以内：特別警戒区域
 傾斜度 30度以上
 急傾斜地の下端から2h以内（ただし50mを超える場合は50m）

土石流のおそれのある渓流
 風雨部
 土地の勾配2度

災害危険箇所は、避難を中心とした防災対策を進めるためのものであり、災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。区域内外に関わらず、早めの避難を心がけてください。

指定緊急避難場所の開設と注意事項

※「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、自宅周辺の災害危険箇所を確認した上で、指定緊急避難場所への移動や自宅での安全確保など、避難行動を開始してください。
 ※避難情報の発令については、ぼうさいマップ凡例の「避難情報」とるべき行動」を参考にしてください。
 ※自主防災組織や町内会などで市民センター以外の施設を避難所として自主的に開設することもできます。

注意 緊急の場合はマップ上の指定緊急避難場所などにとらわれず、近くの安全な場所に避難してください。

地域での話し合いによる意見

避難経路 ※避難経路はあくまでも目安です。自宅を確認し、各家庭で考えた避難経路を記入してください。

災害注意箇所

- 土砂災害注意箇所
- 水害注意箇所
- 避難時注意箇所
- 河川注意箇所
- 通行注意箇所

過去に災害が発生した箇所

- 土砂災害
- 水害

